

遺産分割協議書

被相続人 山田太郎(令和 6 年 1 月 15 日死亡)

本籍地:東京都世田谷区〇〇1-2-3 最後の住所:東京都世田谷区〇〇1-2-3

上記被相続人の遺産について、相続人全員で協議した結果、以下のとおり分割することに合意した。

第 1 条(不動産) 以下の不動産は、相続人山田一郎が取得する。

所在:東京都世田谷区〇〇1 丁目 地番:2 番 3 地目:宅地 地積:120.50 平方メートル

第 2 条(預貯金) 以下の預貯金は、相続人山田二郎が取得する。

〇〇銀行 △△支店 普通預金 口座番号 1234567 残高:15,000,000 円

第 3 条(代償金) 相続人山田一郎は、相続人山田二郎に対し、代償金として金 10,000,000 円を令和 7 年 3 月 31 日までに支払う。

令和 7 年 2 月 10 日

相続人

住所:東京都世田谷区〇〇1-2-3 氏名:山田花子 (実印)

住所:東京都世田谷区〇〇2-3-4 氏名:山田一郎 (実印)

住所:神奈川県横浜市〇〇3-4-5 氏名:山田二郎 (実印)